

2015年2月

受益者の皆さまへ

リクソー投信株式会社

「リクソー日本株アクセル・スマート・ブル（0～250%、四半期下限ターゲット75%付）」  
信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆さまにご投資いただいております「リクソー日本株アクセル・スマート・ブル（0～250%、四半期下限ターゲット75%付）」（以下「当ファンド」といいます。）は、投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを下記のとおり実施させていただく予定でありますことをご案内申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施します。

つきましては、本書面および添付の「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくようお願い申し上げます。

**なお、当ファンドの繰上償還（信託の終了）に賛成いただける場合には、特に必要な手続きはございません。**

敬具

記

1. 繰上償還（信託の終了）を行う理由について

当ファンドは2013年11月5日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2015年1月末現在の純資産総額は約3,400万円と、投資信託約款第37条に定められた投資信託契約の解約の事由である、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において10億円を下回る状況にあります。弊社といたしましては、当ファンドの投資信託約款第37条の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

2. 繰上償還（信託の終了）に係る書面決議の日程について

①書面決議の対象受益者の確定日	2015年2月27日（金）
②書面による議決権の行使期限	2015年3月19日（木）
③書面による決議の日	2015年3月20日（金）
④繰上償還（信託の終了）予定日	2015年4月14日（火）

※書面による決議の行使については、2015年2月27日（金）現在の受益者の方を対象としており

ます。2015年3月2日（月）以降の受益権口数（2015年2月25日（水）以降に取得申込みをされた受益権口数）は本書面決議の対象とはなりませんので、ご了承ください。

### 3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、2015年3月19日（木）必着で下記宛にご送付ください。2015年3月19日（木）弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

#### 送付先

〒107-6015 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル  
リクソー投信株式会社  
営業部 書面決議係 宛

#### 【ご留意事項】

- ・ 同一の受益者の方が本決議につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・ お手続きにあたり、お客様に関する個人情報を販売会社および受託銀行（再信託受託会社を含みます。）が共有することにご同意いただいたこととしますのでご了承ください。なお、当該手続きに伴い弊社が取得したお客様に関する個人情報は、本書面決議を行うために利用し、他の目的には使用しません。

### 4. 書面決議（繰上償還（信託の終了）の決定）について

本書面決議は、2015年2月27日（金）現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定どおり2015年4月14日（火）をもって当ファンドの繰上償還（信託の終了）を行います。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、当ファンドの繰上償還（信託の終了）は行いません。この場合、その旨を速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

### 5. 繰上償還（信託の終了）が決定した場合の繰上償還前の購入・換金の申込みについて

次のとおりとさせていただきます。

購入申込みの受け付け	2015年3月23日（月）まで
換金申込みの受け付け	2015年4月8日（水）まで

6. 繰上償還（信託の終了）が決定した場合の繰上償還日までの運用について

繰上償還（信託の終了）が決定した場合、償還金の支払いのため組入有価証券等を売却する等により、繰上償還日までの期間においては当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点にご留意ください。

7. その他のご留意事項

- ・ 2014年12月1日付けで改正された「投資信託及び投資法人に関する法律」が施行されたことに伴い、繰上償還や投資信託約款の重大な変更等における書面決議に反対の受益者による買取請求権に係る条項が変更されたため、当ファンドの投資信託約款に所定の変更を行いました。この変更により、書面決議に反対の受益者の買取請求に係る規定はなくなりました。したがって、この度の繰上償還（信託の終了）に反対された受益者の方で繰上償還（信託の終了）前に換金を希望される方は、2015年4月8日（水）までに解約請求による換金をご利用ください。
- ・ 又、従来「受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって」行われていた書面決議についても変更され、「受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって」行われることとなりました。

<お問い合わせ先>

リクソー投信株式会社 営業部 書面決議係

電話：03-4520-8400

（受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日等は除く））

以上

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

「リクソー日本株アクセル・スマート・ブル（0～250%、四半期下限ターゲット 75%付）」の純資産総額は、投資信託契約締結日（2013年11月5日）から1年を超えた日において、投資信託約款の信託の終了（繰上償還）に関する規定の10億円を下回っていることから、投資信託約款の規定に基づき繰上償還するものです。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2015年4月14日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

信託の終了（繰上償還）の書面による決議が、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、信託の終了（繰上償還）は中止されます。

### 4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はございません。

### 5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

（有価証券報告書（第1期 2013年11月5日～2014年7月15日）より抜粋）

#### (1) 貸借対照表

区分	第1期 (平成26年7月15日現在) 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,015,009
投資信託受益証券	46,369,136
親投資信託受益証券	634,119
流動資産合計	48,018,264
資産合計	48,018,264
負債の部	
流動負債	
未払解約金	74,961
未払受託者報酬	5,633
未払委託者報酬	129,534
その他未払費用	12,343
流動負債合計	222,471
負債合計	222,471
純資産の部	
元本等	
元本	46,332,339
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,463,454
元本等合計	47,795,793
純資産合計	47,795,793
負債純資産合計	48,018,264

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第1期
	自平成25年11月5日 至平成26年7月15日
	金額(円)
営業収益	
受取配当金	565,131
受取利息	234
有価証券売買等損益	406,083
営業収益合計	971,448
営業費用	
受託者報酬	21,731
委託者報酬	499,751
その他費用	47,640
営業費用合計	569,122
営業利益又は営業損失(△)	402,326
経常利益又は経常損失(△)	402,326
当期純利益又は当期純損失(△)	402,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,037,006
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,589,869
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,589,869
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,491,735
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,491,735
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,463,454

6. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

7. 投資信託契約の解約の理由

上記1. をご参照ください。

以上

# 補足説明資料

## Q & A

### ①この書面『信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ』は何ですか？

現在、信託期間中（2013年11月5日から2023年7月14日まで）ではありますが、当ファンドの運用を繰り上げて終了し、お預かりしている運用資産を受益者の皆様へお返しする予定であることをお知らせするものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」により、信託を終了する場合、この書面を受益者に対して交付を行うことが義務付けられております。

### ②なぜ信託終了（繰上償還）を行うのですか？

「リクソー日本株アクセル・スマート・ブル（0～250%、四半期下限ターゲット75%付）」の純資産総額は、投資信託契約締結日（2013年11月5日）から1年を超えた日において、投資信託約款の信託の終了（繰上償還）に関する規定の10億円を下回っていることから、投資信託約款の規定に基づき繰上償還するものです。なお、2015年1月末時点の純資産総額は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億円を大幅に下回る約3,400万円となっております。

### ③何か行動を起こす必要はありますか？

この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面決議を行い、その決議をもって実施する予定です。ファンドの繰上償還について、ご同意いただける場合は、特にお手続きをいただく必要はございません。ファンドの繰上償還について、反対される場合には、手紙に同封されている「議決権行使書面」に、反対のご意向等の必要事項をご記入の上、リクソー投信株式会社までご送付ください。送付先等の詳細については、書面『信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ』をご覧ください。

### ④書面決議とはどのようなものですか？

書面決議は、議決権を行使することができる受益者（2015年2月27日（金）現在の受益者の皆様）の議決権口数（2015年2月27日（金）現在の受益者の皆様の口数合計）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

### ⑤償還金の支払日はいつですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（2015年4月14日）の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払い日については、販売会社により異なりますので、各販売会社にお問い合わせください。

### ⑥最終の換金申込日はいつになりますか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、ご換金のお申込みの最終受付日は2015年4月8日となります。なお、その際のご換金価額は2015年4月10日の基準価額となります。

以上